広島市多文化共生のまちづくり推進指針【改定版】

~互いに認め合い共に生きていくまちづくりを目指して~

令和7年(2025年)10月 広島市

目 次

Ι	ī	改定(の趣	旨	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		٠ 1
Π	7	本市(の現	狀	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				• 3
	1	統	ナ デ	·— :	97	Ŋι	<u>ا</u> ز	見る	33	現	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			• 3
	2	多	文化	;共	生力	意	哉	調1	查(かi	結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			• 7
Ш	Ē	課題(の整	理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
IV	3	多文化	化共	:生(か	まっ	5	ゔ゙゙	< '	り	の	目	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
٧	ţ	施策值	本系	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
VI	‡	指針(の進	行	管理	浬	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
		資料																																				
;	本ī	市の∄	多文	化表	共 <u>:</u>	生	施	策	<u>1</u>	系	る.	Ì	な	取	組	状	況	ļ. •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
J	用詞	語解		•			•	•	•	•																												23

I 改定の趣旨

本市では、平成18年(2006年)に「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」(以下「指針」という。)を策定し、多文化共生社会の実現に向け、生活関連情報の多言語化や多言語による相談体制の拡充、日本語教育の充実などに取り組んできました。

国内に在留する外国人は、前回指針を改訂した平成 26 年 (2014 年) の年末時点では約 212 万人でしたが、その後、新型コロナウイルス感染症拡大による一時的な減少を除き増加が続いており、令和 6 年 (2024 年) 6 月末時点で 358 万人を超え、過去最高を更新しています。本市においても、前回指針改訂時(平成 26 年 (2014 年) 3 月末)に 15,651 人であった外国人住民数は令和7年 (2025 年) 3 月末時点で 23,297 人、本市の総人口に占める割合は 2.0%と過去最高となっており、国籍・在留資格の構成比も大きく変化しています。

この間、我が国においては少子高齢化による本格的な人口減少社会を迎え、本市においても平成30年(2018年)をピークに人口減少が続いています。こうした中、将来にわたって活力ある地域社会を維持し、世界に誇れる「まち」広島の実現を目指す本市にとって、外国人市民(※)は地域の社会・経済や地域コミュニティの活性化の重要な担い手として、より一層の活躍が期待されています。

こうした中、本市としては、外国人市民が国籍にかかわらず市民として、地域で暮らす全ての 人と共に安心して快適に暮らし、円滑に生活を営むことができるよう諸環境を整えていく必要が あります。

また、都市像として「国際平和文化都市」を掲げる本市では、全ての市民が互いの文化的背景や民族、国籍といった多様性と人権を尊重するとともに、その価値観やライフスタイルに応じてそれぞれに役割を持ち、互いに支え合う地域共生社会の実現と、誰もが平和の尊さを実感できる豊かな文化と人間性を育む都市づくりとを着実に進めていく必要があります。

さらに、令和4年度(2022年度)に実施した「多文化共生意識調査」によると、外国人住民の増加や多国籍化に伴う支援内容の充実の必要性が高まっています。また、国においては、令和6年(2024年)6月の出入国管理法の改正により令和9年(2027年)中に「技能実習制度」を廃止し、就労を通じた人材の育成及び人材の確保を目的とする「育成就労制度」を創設することとしており、本市としてもこれらの国の外国人受入れ政策の変更に伴う状況の変化に的確に対応する必要があります。

本市は、こうしたことを踏まえつつ、本指針を改定することとします。改定後、市民生活に直接関係する基礎自治体として、外国人受入れに係る国・県との役割分担を踏まえ、関係機関と連携しながら、外国人市民を取り巻く実態等の変化に即した多文化共生施策を実施します。

※【外国人市民について】

本指針では、本市に在住する外国籍の人に加え、日本国籍を取得した人、外国にルーツがある親の文化を背景に持つ人など、様々な事情で外国にルーツを持つ人全般を「外国人市民」とします。 なお、広島市内に住所を有する外国籍の人のみを指す場合は、「外国人住民」と表記します。 ただし、既に実施されている事業については表記を変更しません。

<参考>国の動向など

- ・ 平成30年(2018年)12月に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」(以下「関係閣僚会議」という。)において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定し、外国人材の受入れ・共生のための取組をより強力かつ包括的に推進することとした。(同対応策は毎年度改訂を実施)
- ・ 令和元年(2019年)6月、「日本語教育の推進に関する法律」を制定・施行し、その中で日本語教育の推進に関する基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を規定した。
- ・ 令和2年(2020年)9月、総務省は「地域における多文化共生推進プラン」を平成18年の策定以来初めて改訂し、外国人住民の増加・多国籍化や多様性・包摂性のある社会実現の動きといった社会経済情勢の変化を踏まえたものとした。
- ・ 令和4年(2022年)6月、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を関係 閣僚会議で決定し、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこと とした。(同ロードマップは毎年度一部を変更)
- ・ 令和6年(2024年)6月、出入国管理法を改正。「技能実習制度」を廃止し、就労を通 じた人材の育成及び人材の確保を目的とする「育成就労制度」を新設すること等を定めた。

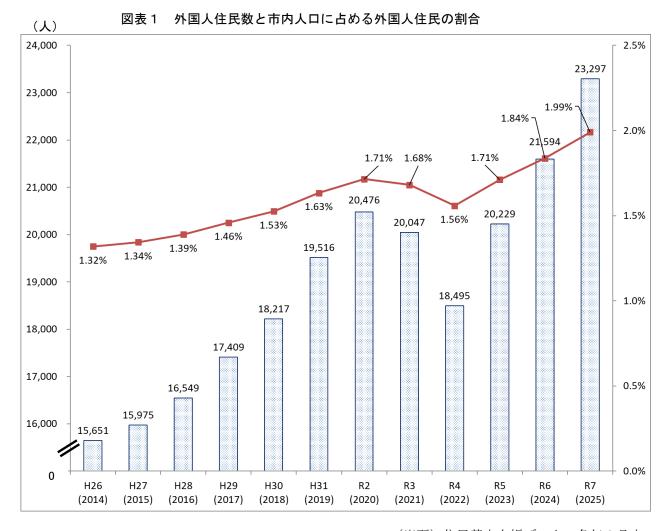
Ⅱ 本市の現状

1 統計データから見る現状

<前回指針改定時(平成 26 年(2014年) 3月末)と令和7年(2025年)3月末住民基本台帳データの比較>

(1) 外国人住民の増加

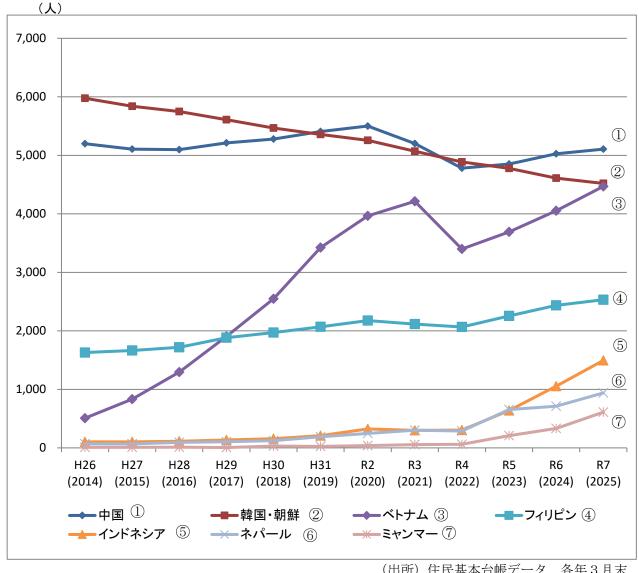
- ・ 広島市における令和7年(2025年)3月末時点の外国人住民数は23,297人で、市内人口 に占める外国人住民の割合は1.99%を占めています。(日本の総人口に占める外国人住民の 割合は令和6年1月1日時点で2.66%)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3~4年度(2021~2022年度)に外国人住民数は減少したものの、平成26年(2014年)3月末の15,651人と比較すると約5割増加しています。



(出所) 住民基本台帳データ 各年3月末

(2) 国籍の多様化や在留資格の構成変化

・ 国籍については、ベトナムが 8.8 倍増加 (508 人→4, 469 人)、インドネシアが 14.5 倍増 加 (103 人→1, 495 人)、ネパールが 13.6 倍増加 (69 人→939 人) しています。一方、韓国・ 朝鮮は24.4%減少(5,976人→4,520人)するなど、構成比に変化が見られます。また、外 国人住民総数に占める中国籍、韓国籍・朝鮮籍の人の割合が 71.4%から 41.3%に減少して おり、国籍が多様化しています。

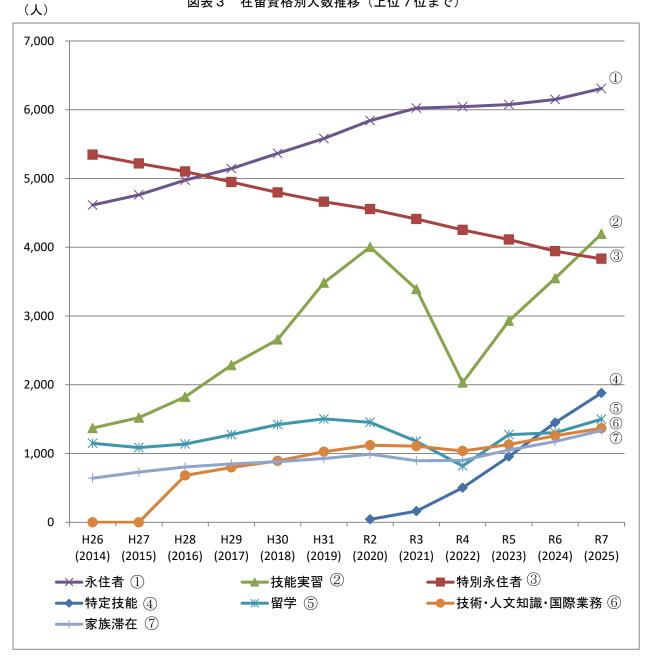


図表2 国籍別人数推移(上位7位まで)

(出所) 住民基本台帳データ 各年3月末

- 在留資格については、技能実習が3.1倍増加(1,371人→4,193人)、技術・人文知識・国 際業務が 2.6 倍増加* (522 人→1,368 人)、家族滞在が 2.1 倍増加 (642 人→1,335 人)、永 住者が 1.4 倍増加 (4,614 人→6,308 人)、特別永住者が 28.3%減少 (5,345 人→3,832 人) となっています。(*平成26年の人数は「技術」と「人文知識・国際業務」の合計)
- 平成31年(2019年)4月から創設された「特定技能」が、令和6年度までの6年間で43.7 倍(43人→1,880人)と急増し4番目に多くなっています。
- ・ 上位3つの在留資格が占める割合が72.4%から61.5%に減少しており、在留資格の構成 が変化しています。

図表3 在留資格別人数推移(上位7位まで)



(出所) 住民基本台帳データ 各年3月末

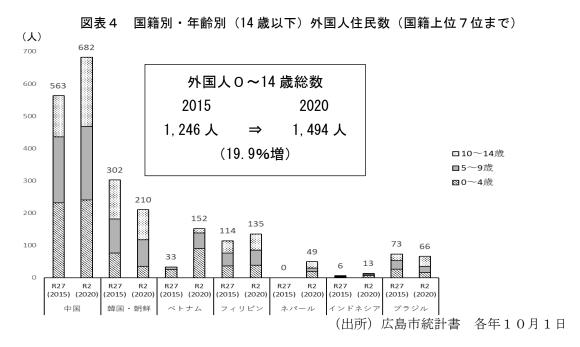
今後予測されること

- 少子高齢化による人手不足が深刻化する中、就労を目的とする「技能実習」、「特定 技能」、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持つ外国人市民が増加していま す。国が外国人材の育成及び確保を目的とした「育成就労制度」の創設を決めたこ ともあり、今後外国人労働者の数が一層増加し、国籍の多様化も進むと予測されま す。
- 永住者は継続して増加しており、今後も永住資格を持つ外国人市民が増えることが 予測されます。

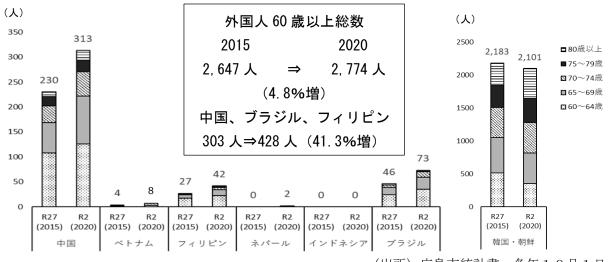
<平成27年(2015年)及び令和2年(2020年)国勢調査結果の比較>

(3) こども・高齢者の増加

- ・ 外国籍のこども(0歳から14歳)は、平成27年(2015年)の1,246人から令和2年(2020年)の1,494人に19.9%増加しています。年齢別では、0歳~4歳、5~9歳はベトナムが4.2倍(33人→138人)、10~14歳は中国が1.7倍(127人→214人)と大きく増加しています。
- ・ 外国籍の高齢者(60歳以上)は、2,647人から2,774人に4.8%増加しています。特に、 中国、ブラジル、フィリピンが1.4倍に増加(303人→428人)しています。



図表5 国籍別・年齢別(60歳以上)外国人住民数(国籍上位7位まで)



(出所) 広島市統計書 各年10月1日

今後予測されること

- 今後外国人市民の高齢化が一層進行することが見込まれます。
- 育成就労制度の創設により将来的に家族帯同が可能な外国人市民の増加が予想され、 それに伴い外国にルーツを持つこどもの数も増えていくと考えられます。

2 多文化共生意識調査の結果

多文化共生意識調査の実施概要

■ 調査時期

令和4年(2022年)9月1日~10月14日(44日間)

■ 調査対象・項目等

	外国人市民向け調査	日本人市民向け調査
調査対象	広島市内に居住する 18 歳以上の 外国人市民 5,000 人	広島市内に居住する 18 歳以上の 日本人市民 5,000 人
有効回収数(率)	1,662人(33.2%)	2,569人(51.4%)
調査項目	<全29問> 生活情報の入手方法、相談先、日本語学 習、差別体験、日本人との交流等	<全17問> 差別を見た経験、外国人との交流、多文 化共生社会についての認識等

※前回調査:平成24年度(2012年度)実施「広島市外国人市民生活・意識実態調査」(対象:【生活調査】本市住民基本台帳に記載されている満18歳以上の外国人市民4,000人、有効回収数(率)1,611人(40.3%))

(1) 定住意思

・ 日本での定住意思については、「日本にずっと住む」が前回調査の74.4%から57.2%に減少し、「日本を主な生活の場所にするが、母国と日本を行き来する」が11.4%から19.9%に、「わからない」が4.7%から11.7%に増加しています。

図表6 定住意思

定住意思	平成24年 (2012年) (A)	令和 4 年 (2022 年) (B)	差 (B-A)
日本にずっと住む	<mark>74. 4%</mark>	<mark>57. 2%</mark>	▲ 17. 2
母国に帰国する	6.4%	6.3%	▲ 0. 1
日本や母国以外の国へ行く	0.4%	0.8%	0.4
日本を主な生活の場所にするが、母国と日本を行き来する	11.4%	<mark>19. 9%</mark>	<mark>8. 5</mark>
母国を主な生活の場所にするが、母国と日本を行き来する	2.6%	2.9%	0.3
わからない	<mark>4. 7%</mark>	11.7%	<mark>7. 0</mark>

(2) 日本語能力

・ 日本語能力については、「日本語を母語とする人と同じぐらい」が、「話す・聞く」では前 回調査の50.4%から32.9%に、「読む」では53.0%から35.3%に、「書く」では56.1%から 38.1%に減少しています。

図表7 日本語能力「日本語を母語とする人と同じぐらい」と回答した人の割合

	平成24年 (2012年)	令和 4 年 (2022 年)	差 (B-A)
	(A)	(B)	
話す・聞く	50.4%	32.9%	▲ 17. 5
読む	53.0%	35. 3%	▲ 17. 7
書く	56. 1%	38.1%	▲ 18. 0

(3) 生活に関することの相談先

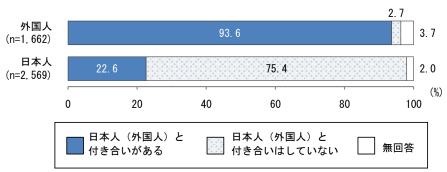
・ 生活に関することの相談先としては、「日本に住んでいる家族・親族」が 54.8%と最多ですが、前回調査の 70.0%から 15.2 ポイント減少しています。次に多い「日本に住んでいる同じ国の友人・知人」が 45.2%で前回調査とほぼ同じです。次いで「日本人の友人・知人」が 35.0%となっており、前回調査の 47.2%から 12.2 ポイント減少しています。市や県の相談窓口は 13.5%となっており前回調査の 11.8%からわずかに増加しています。

平成24年 令和4年 (2012年) (2022年) 差 (B-A) 選択肢 (A)(B) 日本に住んでいる家族・親族 70.0% 54.8% **▲**15. 2 日本に住んでいる同じ国の友人・知人 45.2% 45.2% 0.0 日本人の友人・知人 47.2% 35.0% **▲**12. 2 市や県の相談窓口 11.8% 13.5% 1.7

図表8 生活に関することの相談先

(4) 日本人と外国人の意識比較

- ① 日本人と外国人の互いの付き合い方
 - ・ 日本人と外国人の互いの付き合いについては、「日本人と付き合いがある」は外国人市 民が 93.6%となっており、外国人と付き合いがあると回答した日本人市民の 22.6%を 71.0 ポイント上回っています。



図表9 付き合いの有無

② 日本人と外国人が付き合う上で難しいこと

・ 日本人と外国人が付き合う上でどのようなことが難しいのかについては、外国人市民、 日本人市民ともに「言葉が通じない」と回答した割合が最も高くなっています。次いで、 外国人市民では「文化や習慣が違う」、日本人市民では「付き合うきっかけがない」と回答 した割合が高くなっています。

0 20 40 60 39.4 言葉が通じない 71.9 14. 0 付き合うきっかけがない 64. 4 日本人(外国人)との人間関係の 26.6 作り方がわからない 18. 0 **3**7. 3 文化や習慣が違う 26. 5 近所に日本人(外国人)が住んでいない 43.6 12. 1 外国人:日本人とは違う接し方をされる 日本人: 外国人の輪に入りにくい 17.2 24. 4 日本人(外国人)と共通の話題が少ない 14 9 9.8 その他 1.8 外国人(n=962) 日本人(n=2, 356)

図表 10 日本人と外国人が付き合う上で難しいこと

・ なお、外国人との付き合いがある日本人のほうが、自分の住まいの近くに外国人が住むことについて「抵抗がない」と回答する割合が高くなっています。

図表 11 住まいの近くに外国人が住むことへの抵抗感

	抵抗がない	抵抗がある
外国人との付き合いあり	78.6%	20.1%
外国人との付き合いなし	67.5%	30.4%

③ 多文化共生に対する考え方

・ Aの「日本人と外国人が積極的に交流するべきだ」との問いについて、外国人市民、日本人市民ともに6割以上が「積極的に交流するべき」と回答しています。

図表 12 多文化共生に対する考え方

『そう思う』 『そう思わない』 A 日本人と外国人が 外国人 45.3 21.1 16.1 13.0 (n=1, 662) 積極的に交流するべ 1.92.6 きだ 日本人 24. 9 36.6 27. 4 6.4 3.0 (n=2, 569) B 外国人が日本語で 外国人 36.0 19.1 23. 3 13.7 (n=1, 662) 日本人とコミュニケ ーションするべきだ 日本人 9.4 28. 1 40.7 15.2 2.9 (n=2, 569) C 外国人が日本のル 外国人 46.8 15.3 19.1 12.6 (n=1, 662) ールや習慣に合わせ 3. 1 3. 1 る努力をするべきだ 日本人 15.0 39.0 28.3 11.7 3. 1 (n=2, 569) 外国人 D 日本人と外国人が 56.3 15.4 11.3 12.7 (n=1, 662) 互いの違いを認め合 1.7 2.6 うべきだ 日本人 45.3 34.4 13. 2 2.8 (n=2, 569) 3.0 1.4 E 日本人が外国語で 外国人 8.2 30.9 16.3 15.0 外国人とコミュニケ (n=1, 662) ーションするべきだ 日本人 22. 4 41.6 20.9 3.2 (n=2, 569) F 日本人と外国人は 外国人 17. 9 8.5 29. 7 10.0 15.8 お互いに干渉(口出 (n=1, 662) し) するべきではない 日本人 43.4 13.7 22.0 3.3 (n=2, 569) G 日本人と外国人の 外国人 28. 5 15.7 27. 9 **5.7** 8.3 14.0 不平等をなくすため、 (n=1, 662) 外国人に対し特別な 日本人 支援をするべきだ 14.0 41.9 (n=2, 569)_{3.6} 23.6 3.4 (%) 0 20 40 60 80 100 そう思う 少しそう思う どちらともいえない あまりそう思わない 全くそう思わない 無回答

10

今後予測されること

- 定住意思や日本語能力が異なる外国人市民が増えることにより、外国人市民が必要と する支援の内容が多岐にわたるようになることが予測されます。
- 在留資格の構成の変化に伴い、日本人市民との関係が希薄な外国人市民が増加し、多 文化共生社会の実現に向けた地域と外国人市民の交流の必要性が高まることが予測 されます。

Ⅲ 課題の整理

Ⅱで述べた統計データ及び意識調査の結果から、本市の課題を次のとおり整理します。

1 コミュニケーション支援の充実

- ・ 本市に在住する外国人市民が増加し、多国籍化している中で、多言語や「やさしい日本語」 による情報提供が一層重要になっています。
- ・ 日本語の習得が必要な外国人市民が増加しており、日本語教育の推進に関する法律を踏ま え、本市の状況に応じた日本語教育関連事業を推進する必要があります。

2 外国人市民が安心して生活し活躍できる環境づくり

(1) 外国人市民の生活状況に応じた支援

- ・ 外国人市民は、単身の就労者や、子育て世帯、進学や就職の時期を迎えた若年層、介護が必要な高齢者など、幅広い年齢層で多様な生活状況の下で暮らすようになっており、各々の人数も増加しています。こうした中、外国人市民が様々な生活習慣や文化特性を持ちながらも、地域で暮らす全ての人と共に円滑に生活を営むことができるよう、外国人市民の個々の生活状況に応じた支援を行っていく必要があります。
- ・ 生活に関することを相談できる家族や友人が日本にいない外国人市民が孤立することの ないよう、引き続き本市が設置している相談窓口の周知を図り利用しやすいものにすると ともに、その機能をさらに強化していく必要があります。
- ・ 本市職員が外国人市民と接する機会が一層増えることが予想され、区の窓口等をはじめ 市役所全体で適切に支援を行うことができる体制づくりが求められています。

(2) 外国人市民の活躍促進

- ・ 本市で学んだ留学生は多くが大都市圏に転出する傾向があります。本市で就職を希望する留学生が卒業後も定着する環境づくりが重要となっています。
- ・ 国においては技能実習制度を廃止し、新たに「育成就労制度」を導入することが決定しました。こうした動向を注視しつつ、関係機関(国、経済団体、監理団体、日本語教育機関等)と連携して市域における人材確保・育成を促進することが必要です。
- ・ 本市の様々な施策に、外国人市民の意見を取り入れることで、外国人市民のニーズに合った施策実施が期待されます。
- ・ 外国人市民が地域コミュニティの担い手となるよう積極的に地域社会に参画できるよう な環境づくりを行う必要があります。
- ・ 外国人市民の活躍のためには、受け入れ側の意識改革や理解促進も必要です。

3 交流・相互理解の促進

- 外国人市民と地域の相互理解を促進するためには、交流の機会を増やすことが重要です。
- ・ 外国人や外国にルーツを持つ人に対する差別や偏見をなくすためにも、多文化共生意識の 啓発に引き続き取り組む必要があります。

Ⅳ 多文化共生のまちづくりの目標

Ⅲで整理した課題に対応するため、多文化共生のまちづくりの目標を次のとおり定めます。

1 多文化共生のまちづくりの目標

目標1 外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進

本市は外国人市民の暮らしやすさに配慮し、生活関連情報の多言語化等のコミュニケーション支援に取り組むとともに、防災や教育、就労など生活支援等の施策の拡充を図り、外国人市民を含む誰もが安全に安心して生活できるまちづくりを推進します。

目標2 多文化共生意識の醸成

本市は、外国人市民に対して地域の文化や習慣等への理解が進むよう支援するとともに、地域住民の多文化共生及び異文化に対する理解の啓発や市民同士の交流を促すことにより、外国人市民を含む全ての市民が、お互いに個人の尊厳と人権を尊重し、共に社会をつくっていくことの必要性や意義に対する理解を深めるよう取り組みます。

V 施策体系

IVで定めた目標を達成するための施策体系を次のとおり定め、着実に実施していきます。

1 目標1「外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進」に向けた取組

基本施策1 コミュニケーション支援

施策1 行政・生活情報の多言語化

- ・ 生活に必要な情報を多言語で提供します。
- ・ 外国人市民がインターネットやアプリを通じて行政情報を容易に取得できるよう努めます。
- 外国人市民が日本社会の習慣等について学習する機会を提供します。

施策2 日本語教育の推進と「やさしい日本語」の普及

- 学習者のレベルに応じた日本語学習の機会の充実を図ります。
- 日本語教師や日本語学習支援者等の日本語教育を支える人材の確保・育成を図ります。
- 「やさしい日本語」の普及を図ります。
- ・ 外国人労働者の働き方や日本語教育のニーズについて実態を把握した上で、企業等の協力を得て日本語教育を展開するための継続的な連携体制を構築します。

基本施策 2 生活支援体制の充実

施策1 外国人相談窓口の運営

- 外国人市民に対して外国人相談窓口のより一層の周知を図ります。
- ・ 外国人相談窓口では、行政・生活の情報提供にとどまらず、より専門的な視点から相談 の背景や相談者のニーズを的確に把握し、行政やNPOなど相談者が必要とする支援先に 確実につながるよう取り組みます。

施策2 医療・保健・福祉サービスの提供

・ 外国人市民が必要な医療・保健・福祉サービスを利用できるよう、国民健康保険や介護 保険等について多言語で情報提供を行うとともに、必要な支援を検討、実施します。

施策3 教育機会の確保とこども・子育て支援

- ・ 外国にルーツを持つこどもの社会生活への適応や幼稚園・保育園から高等学校まで教育 への円滑な接続及び進学を図るため、こどもと保護者に必要な支援体制を構築します。
- ・ 学齢期の外国にルーツを持つこどもの就学状況、家庭背景や言語背景等を把握します。
- 保護者に対して就学に関する情報を多言語により提供します。
- ・ 外国にルーツを持つこどもの支援に係る関係者のネットワークをつくり、「支援者のための支援体制」を整えることで、こどもの支援体制の強化を図ります。
- ・ 学校における日本語学習を支援します。また、日本語学習を支援する人材の養成及び確保に取り組みます。

- ・ 高等学校の入学者選抜において、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜を 行います。
- 年齢相応の母語の力を育てることの重要性について、教育関係機関、保護者等への啓発 等を進めます。
- ・ 外国人市民が必要なこども・子育て支援サービスを利用できるよう、多言語で情報提供 を行います。
- ・ 母子健康手帳や健診の問診票等の多言語化など、サービス提供時の多言語対応を進めま す。

施策4 住宅確保のための支援

- ・ 広島市居住支援協議会において、外国人等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃 貸住宅の登録を促進するなど、外国人市民の居住支援に取り組みます。
- 外国人市民の住まい探しに協力する企業や団体の情報や日本の住宅におけるルール等、 外国人市民が住宅を確保する上で必要な情報を多言語で提供します。

施策5 災害時等の非常時における支援

- ・ 災害多言語支援センターの設置や災害通訳等ボランティア制度の運用などにより、災害 時の外国人市民を支援します。
- ・ 発災時に円滑な支援を行うことができるよう、地域における外国人市民も含めた平時の 訓練や研修の実施を支援することを検討します。
- ・ 外国人市民を対象に防災に関する知識や情報の収集方法についての普及啓発を図ります。
- ・ 外国人市民がインターネットやアプリを通じて行政情報を容易に取得できるよう努めま す。(再掲)

基本施策3 外国人市民が活躍するまちづくり

施策 1 適正な労働環境の確保

- ・ 育成就労制度の創設に当たり、外国人受入団体と連携し、地域の実情に応じた外国人の 受入れができるよう取り組みます。
- ・ 外国人の受入れにかかわる関係団体(経済団体、日本語教育機関、地域団体等)間のネットワークを構築するための会議体を設置し、企業等における多文化共生の理解を深めることにより、企業等が率先して外国人にも働きやすい環境づくりに取り組めるよう機運醸成を図ります。
- ・ 出入国在留管理局や労働局と連携し、外国人の受入れ及び適正な労働環境の確保に係る 諸課題についての情報交換等を行い、それを踏まえた対応などについて検討します。
- ・ 外国人労働者の働き方や日本語教育のニーズについて実態を把握した上で、企業等の協力を得て日本語教育を展開するための継続的な連携体制を構築します。(再掲)
- ・ 企業に対し、外国人従業員の日本語教育の重要性と「やさしい日本語」の活用等について意識啓発を図ります。(再掲)
- ・ 企業や留学生の就職希望者を支援する学校関係者等の諸課題や情報を把握・整理し、留 学生の本市への定着を図る施策などへ順次反映するよう努めます。

施策2 社会参画の促進

- ・ 本市の審議会等委員への外国人市民の登用など、本市の施策全般において外国人市民の 意見を市政に取り入れる機会を設けます。
- ・ 社会福祉協議会や、ひろしまLMO等の地域・市民団体の活動への参加を促すなど、外国人市民の社会参画が進むよう努めます。
- ・ 外国人市民の社会参画を進めるため、受け入れる側の異文化等への理解が深まるよう意 識啓発に努めます。

2 目標2「多文化共生意識の醸成」に向けた取組

基本施策1 交流機会の創出と相互理解の促進

- ・ 外国人市民の母国等の文化や日本文化等を紹介する交流イベントを開催し、外国人市民 と地域が交流する機会を設けます。
- ・ 留学生を対象とした「ひろしま奨学金」の奨学生や留学生会館の入居者と地域住民の交 流機会を創出し、相互理解を促進します。
- ・ 社会福祉協議会や、ひろしまLMO等の地域・市民団体の活動への参加を促すなど、外国人市民の社会参画が進むよう努めます。(再掲)

基本施策2 多文化共生に対する理解の促進

- ・ 市民が多文化共生に関する理解を深められるよう、地域の交流イベントや講座の開催、 また学校での学びなどを通じて、外国人及び外国にルーツを持つ人々の人権尊重の啓発や、 外国人市民の母国等の文化・習慣などを学ぶ機会の提供に努めます。
- ・ 本市の広報媒体を活用し市民の多文化共生のまちづくりに対する理解促進に取り組みます。

3 多文化共生施策の推進体制の整備

外国人市民が増加し多様化する中で、多文化共生社会の実現に向けた環境整備を進めるため の本市の体制を強化するとともに、地域社会や企業、関係機関との連携を進めます。

(1) 庁内の推進体制の整備

- ・ 多文化共生のまちづくりに関係する施策を総合的かつ効果的に推進するため、広島市多 文化共生関係課長会議を設け、多文化共生にかかる取組についての情報の収集、提供及び 共有を行います。
- ・ 多文化共生のまちづくりの推進に係る研修等を通して、市職員の多文化共生意識の啓発 と外国人市民に対する支援に関する知見の共有を図るよう努めます。

(2) 多様な主体との連携・協働

- ・ 社会福祉協議会や、ひろしまLMO等の地域・市民団体に対し、多文化共生意識を啓発 する研修や知見を広める機会を提供するよう努めます。
- ・ 多文化共生施策の実施に当たっては、公益財団法人広島平和文化センター国際市民交流 課を地域における多文化共生の推進主体とし、社会福祉協議会や、ひろしまLMO等の地 域・市民団体との連携・協働に取り組みます。

・ 外国人市民を支援しているボランティア団体やNPO等の情報の把握、共有を図り、ボランティア団体等が活動しやすい環境づくりに努めます。

(3) 多文化共生推進の拠点整備

・ 本市中心部に、多文化共生推進の機能強化につながり、誰もが気軽に立ち寄れる拠点と なる場所を設けることを検討します。

VI 指針の進行管理

意識調査を 10 年に1回行っている(次回は令和 14 年度(2032 年度)の予定である)ことから、本指針も次回の意識調査結果を踏まえ令和 15 年度(2033 年度)に見直しに着手します。また、第7次広島市基本計画の策定作業が行われると見込まれ、本指針の策定から見直しの中間年にも該当する令和 11 年度(2029 年度)に本指針の中間見直しを行います。

			<u>, </u>	\		
年度	R7		R11	\ 	R14	R15
	(2025)	 	(2029)	i I	(2032)	(2033)
取組	改定完了		中間見直し	 	意識調査	指針見直し
広島市基本	本計画 計画期間	(~2030)	`		計画の策定時期1 中間見直し	Z

参考資料

本市の多文化共生施策に係る主な取組状況

本市では、多文化共生のまちづくり推進指針に基づき、これまで生活関連情報の多言語化や日本語教育等のコミュニケーション支援を中心に取組を進めてきました。

なお、前回、指針を改訂した平成 26 年度以降に拡充した取組には「拡」を、新たに開始した取組には「新」を付しています。

(1) 生活関連情報の周知と相談体制の整備

① 情報提供と相談

取組内容	対応言語
【拡】本市ホームページの多言語化、自動翻訳	多言語化1言語(英語)
	自動翻訳131言語
【新】広報紙「ひろしま市民と市政」の多言語配信(R3	8言語(英語、中国語、ハングル、
~)	ポルトガル語、スペイン語、タイ
	語、インドネシア語、ベトナム
	語)※音声読み上げはベトナム
	語を除く
【拡】家庭ごみの正しい出し方の多言語化	7言語(英語、中国語、ハングル、
	ポルトガル語、スペイン語、フィ
	リピノ語、ベトナム語)
【拡】広島市・安芸郡外国人相談窓口の設置・運営	6 言語(英語、中国語、ポルトガ
	ル語、スペイン語、フィリピノ
	語、ベトナム語)
【新】国民健康保険の手引きの多言語化(H30~)	5言語(英語、中国語、ハングル、
	フィリピノ語、ベトナム語)
【新】本市職員等を対象とした「やさしい日本語」の	_
研修実施(H30~)	
【新】広島平和文化センター 外国人市民向けポータ ルサイトの開設・運営 (R1~)	7言語(英語、中国語、ハングル、
プレク・1 1 V2	ポルトガル語、スペイン語、フィールル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	リピノ語、ベトナム語)
【利】 山饭房(C.进水饭店)	音声翻訳74言語
【新】市民課に翻訳タブレット導入(R1~)	テキスト翻訳85言語
	音声翻訳13言語
【新】消費生活センターに翻訳タブレット導入	テキスト翻訳30言語
(R2~)	音声翻訳13言語
【新】市税納税通知書等封筒の表記見直し(R2~)	テキスト翻訳30言語
	英語で事務所名を表記 □マークをInt表記に変更
	市からの通知であることを英語
	表記
	二次元コード追加

② 保健·医療·福祉·年金

取組内容	対応言語
【拡】日本年金機構と連携した年金パンフレットの配	14言語
布	
【拡】DV 防止啓発リーフレットの配布(H17~)	7言語(英語、中国語、ハングル、
	ポルトガル語、スペイン語、フィ
	リピノ語、ベトナム語)
【新】DV センターに通訳機配置 (R1~)	音声翻訳74言語
	テキスト翻訳85言語

③ 防災·救急

取組内容	対応言語
【新】ひろしま避難誘導アプリ「避難所へ Go!」によ	7言語(英語、中国語、ハングル、
る多言語での情報提供	ポルトガル語、スペイン語、フィ
	リピノ語、ベトナム語)
【新】広島市防災ポータルによる多言語での情報提供	7言語(英語、中国語、ハングル、
	ポルトガル語、スペイン語、フィ
	リピノ語、ベトナム語)
【新】119番通報や救急搬送時等の電話による通訳	5言語(英語、中国語、ハングル、
サービスの導入 (H30~)	ポルトガル語、スペイン語)
【新】救急隊が使用するタブレットに多言語音声翻訳	15言語
アプリの導入 (H31~)	

(2) 生活支援・行政サービスの提供と教育に関する支援

防災・救急

取組内容
【新】災害通訳等ボランティアの確保・養成 (H27~)
【新】災害多言語通訳サービスの導入 (R3~)
災害時の外国人支援に関し本市と広島平和文化センターとの協定締結 (H26~)

② 教育

取組内容

【拡】帰国・外国人児童生徒等教育支援事業の実施

(日本語指導コーディネーターの拠点校への配置 (H29~)、日本語指導協力者の学校への訪問 (H20~)、教育相談員の学校への訪問 (H20~))

【新】高等学校の入学者選抜において、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する 選抜を実施 (R2~)

多言語による就学案内

(対応言語:7言語(英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語、ベトナム語))

【新】外国にルーツを持つこどもとその保護者への支援(基町保育園への多文化共生担当保育士の配置)(R2~)

(3) 人権教育・啓発の推進

取組内容
企業や市民を対象とした講座の実施
人権啓発パンフレットの配付・パネル展示
人権啓発フェスティバルの開催

(4) 外国人市民の社会参画の促進と共生意識の高揚

	取組内容	
多文化共生市民会議の開催		

(5) その他

外国人市民を対象とした日本語能力向上支援(【拡】日本語ボランティアの養成、【新】日本語教育コーディネーターの配置(R2~)【新】日本語教室の開催(R2~)等)

多文化共生社会(1ページ)

国籍や民族などの異なる人々が、互いに文化的違いを認め対等な関係を築き共に生きていく社 会をいう。

在留資格(1ページ)

外国人が日本に在留することについて、法が定める一定の資格。その資格をもって日本に在留するものとし、日本において行うことができる活動や在留することのできる期間は在留資格ごとに法定されている。

外国人市民(1ページ)

本市に在住する外国籍の人に加え、日本国籍を取得した人、外国にルーツがある親の文化を背景に持つ人など、様々な事情で外国にルーツを持つ人全般のこと。

地域共生社会(1ページ)

高齢者、障害者、こどもなど全ての市民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合い、住 民が住み慣れた地域で持続的に生活できる社会。

多文化共生意識調査(1ページ)

本市において、外国人市民及び日本人市民を対象に、日頃の生活実態や行政サービスについて 意見を聞き、市政を推進する上での基礎資料を得ることを目的に10年ごとに定期的に行う調査。

技能実習制度(1ページ)

我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とした制度。平成28年(2016年)11月28日に公布され、平成29年11月1日に施行された外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)に基づき実施。

育成就労制度(1ページ)

技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度が見直され、人材確保及び人材育成を目的とした制度に発展したもの。令和6年(2024年)6月21日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、制度が創設された。令和9年(2027年)中に改正法施行予定。

特別永住者(4ページ)

外国人の行う活動が我が国の社会に与える影響等を考慮し、適正な外国人の管理を行うために 定められた「出入国管理及び難民認定法」のうち、第二次世界大戦以前から日本に在留し、1952 年まで日本国籍を有していた朝鮮半島や台湾出身の人たちに、その背景を考慮して特別に安定し た地位を与えることとして平成3年(1991年)11月に施行された「日本国との平和条約に基づ き日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法」によって認められた在留資格で、その活 動及び期間について制限されないもの。

母語(7ページ)

その人が最初に獲得した言語、家庭でよく使う言語、最も不自由なく使える言語などのこと。

やさしい日本語(12ページ)

日本語の文法・語彙を外国人が初級レベルで習うものにするなどして調整した分かりやすい日本語のこと。

監理団体(12ページ)

実習実施者と技能実習生との間の雇用関係の成立のあっせんや実習実施者に対する指導・監督、 技能実習生の相談対応などを行う団体。

NPO (14ページ)

Non Profit Organization (ノン プロフィット オーガナイゼーション)の略で、利益を追求することを目的としない自立した活動組織。財政規模の小さい非営利組織の法人格取得を容易にする特定非営利活動促進法 (NPO法) が平成 10年 (1998年) 12 月に施行された。

外国にルーツを持つこども(14ページ)

本人の国籍にかかわらず、両親又は親の一方が外国籍あるいは外国にルーツを持つ者であるこどものこと。

学齢期(14ページ)

こどもが義務教育を受ける期間。6歳から15歳まで。

広島市居住支援協議会(15ページ)

住宅確保要配慮者が円滑に住まいを探すことができ、安心して暮らし続けることができる環境を整備することを目的に、不動産関係団体、福祉関係団体、居住支援法人、学識経験者、広島市が構成員となり、平成30年(2018年)に設立された協議会。

災害多言語支援センター(15ページ)

災害が起きた場合に多言語での災害に係る包括的な支援を行うことにより、外国人被災者等に 安全・安心を届け、日常生活にいち早く戻るための支援を行うための活動拠点のこと。

ひろしまLMO(16ページ)

概ね小学校区を活動範囲とした地域を代表する組織として地区・学区社会福祉協議会や連合町内会・自治会等が中心となって、地域団体やNPO、企業など、多様な主体と連携しながら、地域の情報・将来像を共有し、全ての住民を対象として、地域課題の解決に向けた様々な活動等に取り組む組織のこと。

ひろしま奨学金(16ページ)

公益財団法人広島平和文化センターが、集まった寄附金を「ひろしま留学生基金」として積み立て、「ひろしま奨学金」として、私費留学生を対象に支給しているもの。

広島市防災ポータル (21ページ)

避難指示等の発令状況に加え、避難場所の開設状況や雨量・河川水位の現状など、命を守る大切な情報を一つにまとめたポータルサイトのこと。

多文化共生市民会議 (22ページ)

外国人市民の市政参加を促進し、市民と行政、外国人市民と日本人市民の協働による多文化共生のまちづくりを推進することを目的に設置され、定期的に開催される会議。

広島市多文化共生のまちづくり推進指針【改定版】

発行: 令和7年(2025年) 10月

広島市市民局国際平和推進部国際化推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6番 34号

電話:082-247-0127 / FAX:082-504-2986

登録番号:広 G9-2025-440